

届出すると産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■ 出産予定月	■	■	
多胎の方	■	■	■ 出産予定月	■	■	

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から免除されます。産前産後期間の国民健康保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国民健康保険税が免除されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■ 出産予定月	■	■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の国民健康保険税が免除されます。

令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

■ …対象期間

届出に必要な書類

- ① 届書
 - ② 母子健康手帳など
- ※別世帯の子の場合、出産証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ③ 届出人（窓口に来る方）の本人確認書類(マイナンバーカード【写真付】、運転免許証、パスポートなど)
 - ④ 世帯主及び該当者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、個人番号の表示がある住民票の写しなど（記入済の場合は不要））

届出先

郡山市民部国民健康保険課、各行政センター、連絡所

【お問合せ先：国民健康保険課国保税係 TEL024-924-2141】

